

# 岸和田市立桜台中学 危機管理マニュアル

令和7年4月 岸和田市立桜台中学校

# 目次

- P.2 令和7年度災害応急対策配備態勢
- P.4 対策本部の設置（業務内容）
- P.5 救急時連絡網
- P.6 災害発生に関する基本的な考え方
- P.8 1. 危機管理の目的
- 2. 想定される危機
- 3. 未然防止と日常の備え
- P.9 4. 危機発生時の基本的な初期対応
- 5. 正常な教育活動の維持・回復
- P.11 6. 具体的な事象に対する初期対応
  - A 学校事故 一次救命処置の手順
  - P.14 頭部外傷への対応 熱中症の対応と予防
  - P.15 B 健康
    - 【感染症への対応】
    - P.16 臨時休校となる場合
    - 学校再開
    - P.17 【食物アレルギーへの対応】
    - P.18 【アレルギー症状への緊急時の対応手順】
    - P.19 【給食への異物混入時の対応】【集団食中毒への対応】
    - P.20 【食中毒および感染症発生時の連絡体制】【日常の取組と事故予防】
    - P.21 C 登下校中の生徒の事故や不審者事案、行方不明などの通報に関する対応
    - P.22 D 交通事故への対応
    - P.23 E 不審者侵入に対する対応
    - P.24 F 災害発生時の対応
      - 【火災発生時】
      - P.25 【地震発生時】
      - P.26 【津波発生時】【気象警報発令時】
      - P.27 【大雨・集中豪雨】【雷】
      - P.28 G その他
        - 【支援が必要な生徒等における留意点】
        - 【学校への犯罪予告時（爆破予告）・テロへの対応】
        - P.29 【Jアラート発令】
        - P.30 【体罰、セクシュアルハラスメント防止の取り組み】【職場におけるハラスメントの防止】
        - 【セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントを受けた時】
        - 【セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの相談があったとき】
- 【資料】
- P.32 学校安全点検表①
- P.33 学校安全点検表②
- P.34 体育館点検表
- P.35 グランド点検表
- P.36 避難経路
- P.37 学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間について

防災に関する対応について(災害応急対策配備体制)

岸和田市立桜台中学校

校長 池内 容子

区分	配備時期	配備内容	市立学校	配備体制 (R4)
準備体制 レベル1	・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれがある 気象予報等により通信情報の活動の必要がある ・校長が必要と認めるとき	・災害初動対策室構成員 ・総務第一部自治振興班 指定職員	管理職	管理職 2名
対策体制 レベル2	・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれが、時間・規模等の推測が困難なとき ・校長が必要と認めるとき	・災害初動対策室構成員 ・総務第一部自治振興班 指定職員 ・災害初動対策室が指示する 各部署	管理職	管理職 首席 3名
A号体制 レベル3	・府域で震度4の地震が発生したとき、小規模の災害が発生したときで校長が必要と認めるとき	・職員の1/4動員	校長の判断する 教職員 (職員の1/4)	管理職 首席、教務 生徒指導主任 健康安全主任 管理主任 学年主任 9名
B号体制 レベル4	・府域で震度5弱以上の地震が発生したとき、中規模の災害が発生したときで、校長が必要と認めるとき	・職員の1/2動員	校長の判断する 教職員 (職員の1/2)	A号体制+ 環境整備 学年生指 健康安全部 27名
C号体制 レベル5	・府域で震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生したときで校長が必要と認めるとき	・全職員	校長の判断する 教職員 (全職員)	全職員

A号体制…池内 竹内 福永 瀬戸 水口 後藤 山崎 藤本佳 荒井

B号体制…A号体制 瀬戸 西野 三木 藤本和 大野 高橋幸 高橋誠 荒澤

西浦 木村 佐藤 安枝 大西洋 中野 井関 柴田 阿児 藤田

酒井 藤本佑 小林 貝野 池田 永澤 成瀬 中澤 後藤 山根 谷藤

C号体制…新規採用、講師含む。ただし、非常勤講師は含まない。

災害状況により参集できない場合は、その限りではない。

校長は、法の趣旨及び規定等に従い、その自己の職責の重大性を自覚し、防災等に際しては、その職責遂行に全力を挙げて専念しなければならない。

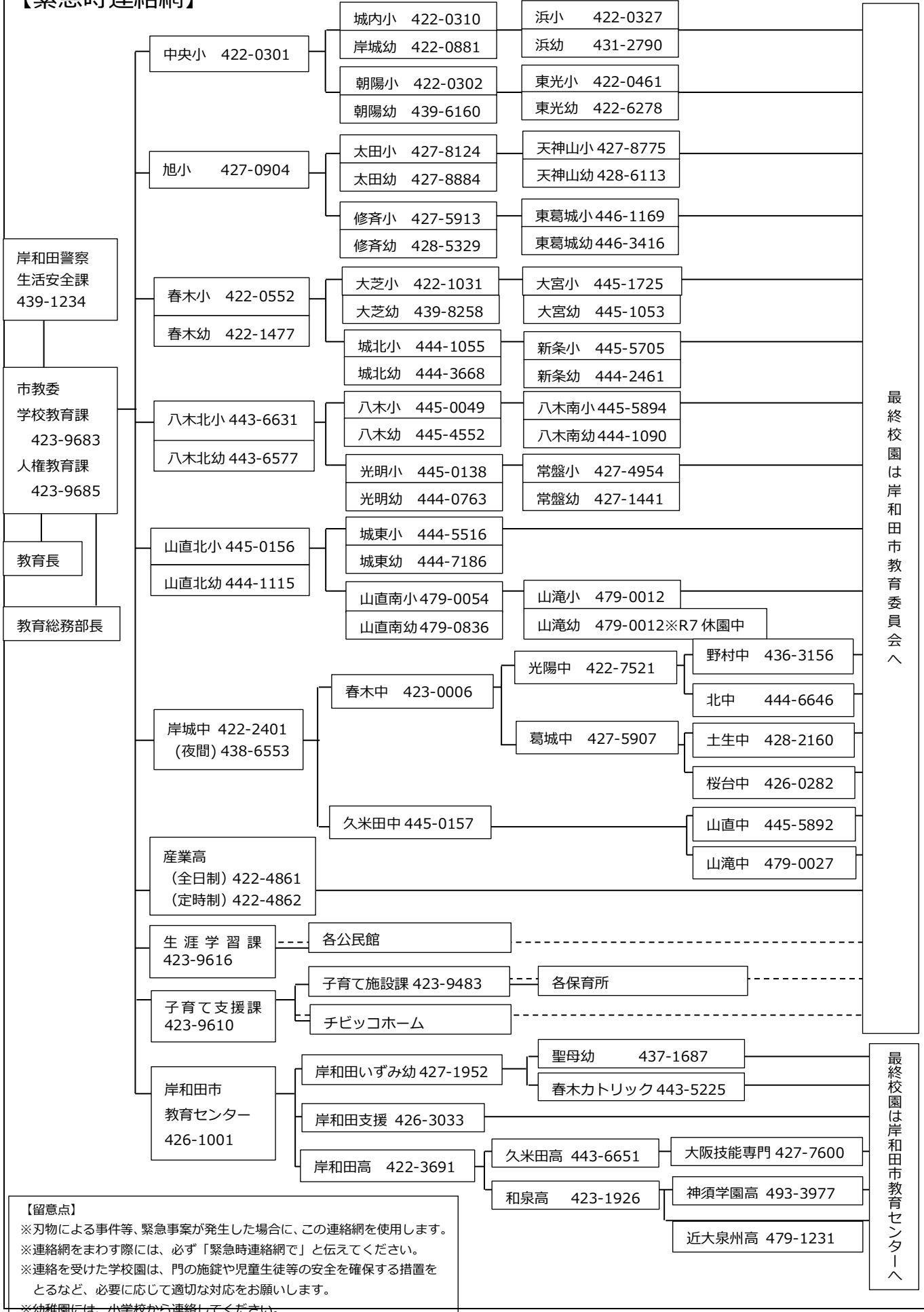
そこで、校長に対する市教委の連絡・指示事項が発せられた場合に、学校施設及び設備の管理者である校長は、次の事項により最大限の連絡体制、安全確保に努める。

- (1) 生徒の安全確保に適切な措置を講ずる。
- (2) 市教委と校長との相互連絡体制を確立する。
- (3) 市教委の連絡・指示事項は、責任を持って迅速に次校に伝達する（緊急時連絡網の使用）。
- (4) 動員計画としての配備体制は、次のとおりとする。
  - ①警戒体制・・・・・・・・市教委の指示があった場合（管理課）  
災害のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき。
  - ②A号体制・・・・・・・・校長（教頭）の判断する教職員（職員の1/4）  
小規模の災害発生したとき。
  - ③B号体制・・・・・・・・校長（教頭）の判断する教職員（職員の1/2）  
中規模の災害が発生したとき。
  - ④C号体制・・・・・・・・校長（教頭）の判断する教職員（全職員）
- (5) 応急教育等対策  
岸和田市地域防災計画 第2編及び第3編第4章4節に基づく
- (6) 教職員の動静について
  - ①A号からC号の発令の場合は、事後すみやかに出勤職員名、時間帯を市教委に報告する。
  - ②学校が臨時休業になった時でも、教職員はすべて勤務を要しない日とはならないことに留意する。
- (7) その他  
その他、各校長は必要に応じて市教委と連絡を密にし、また市教委の指示に基づいて適切に対応、処理する。

【対策本部の設置（業務内容）】

業務（班名）	役割	準備物
対策本部	<input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し書類搬出 <input type="checkbox"/> 校内の被災状況把握 <input type="checkbox"/> 日誌や報告書の作成 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡・指示 <input type="checkbox"/> 応急（緊急）対策の決定 <input type="checkbox"/> 教育委員会・PTA との連携・報告 <input type="checkbox"/> 報道機関の対応 <input type="checkbox"/> 情報収集（気象（災害）情報等）	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 学校敷地図 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 緊急活動の日誌 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話
安否確認・ 避難誘導班	<input type="checkbox"/> 児童生徒等・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路で避難誘導 <input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 下校指導・待機児童生徒等の掌握・記録 <input type="checkbox"/> 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 <input type="checkbox"/> 行方不明の児童生徒等・教職員を本部に報告	<input type="checkbox"/> クラスの出席簿 <input type="checkbox"/> 行方不明者の記入用紙 （児童生徒等・教職員）
安全点検・ 消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難、救助活動等の支援 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認（施設の構造的な被害、電気・ガス・水道・ 電話の被害状況）→本部に報告 <input type="checkbox"/> 校内建物の安全点検・管理 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡回 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 道具セット <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票
応急復旧班	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 危険箇所の応急処理 <input type="checkbox"/> 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認	<input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 構内図 <input type="checkbox"/> ロープ・標識 <input type="checkbox"/> バリケード
救護班	<input type="checkbox"/> 児童生徒等・教職員の救出・救命 <input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認・通報 <input type="checkbox"/> 担当区域で負傷者の搬出 <input type="checkbox"/> 学校施設内の巡回チェック	<input type="checkbox"/> 安全靴・防災マスク <input type="checkbox"/> ヘルメット・革手袋 <input type="checkbox"/> スコップ・のこぎり・斧 <input type="checkbox"/> 毛布・担架 <input type="checkbox"/> AED
救急医療班	<input type="checkbox"/> 養護教諭を中心として構成 <input type="checkbox"/> 手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当 <input type="checkbox"/> 医師や関係医療機関等との連携	<input type="checkbox"/> 応急手当の備品 <input type="checkbox"/> 健康カード <input type="checkbox"/> 水・担架・毛布 <input type="checkbox"/> AED
保護者連絡班	<input type="checkbox"/> 引き渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 引き渡し対応の事前の取り決め <input type="checkbox"/> 保護者等が到着した順に児童生徒等を引き渡す（引き渡 しカード使用） <input type="checkbox"/> 一斉メール配信・電話連絡網での対応 <input type="checkbox"/> 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	<input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 集合場所のクラス配置図
避難所協力班 （状況に応じて）	<input type="checkbox"/> 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） <input type="checkbox"/> 緊急物資の受入れ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ラジオ・ロープ・テープ <input type="checkbox"/> 構内配置図 <input type="checkbox"/> 避難者への指示（文書）

# 【緊急時連絡網】



**【留意点】**  
 ※刃物による事件等、緊急事案が発生した場合に、この連絡網を使用します。  
 ※連絡網をまわす際には、必ず「緊急時連絡網で」と伝えてください。  
 ※連絡を受けた学校園は、門の施錠や児童生徒等の安全を確保する措置をとるなど、必要に応じて適切な対応をお願いします。  
 ※幼稚園には、小学校から連絡してください。

## 【災害発生に対する基本的な考え方】

災害に備え、生徒の安全を確保するため、休校等の措置や安否確認とともに、速やかに学校の再開に向けた措置を行う。

## 【対策の展開】

生徒への対策

### 1) 事前の措置

ア 教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次のとおり学校長と協力して災害応急対策に備える。

- ① 学校行事、会議、出張の中止
- ② 休校措置、生徒の避難、災害の事前指導及び事後処理、保護者への連絡方法の検討
- ③ 勤務時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知する  
→携帯電話、学校メールにて連絡

### 2) 災害時における学校園の応急対策

ア 在校時間中に災害が発生した場合、生徒の安全確保に全力を挙げて取り組むとともに、生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会総務課に報告する。

イ 登下校路の安全が確保された場合は、校長、教頭を中心とする防災組織の指示に従い、保護者への引き取り連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。ただし、生徒を下校させることが危険であると認められるときは、学校内に保護し、極力、保護者への連絡に努めるものとする。

ウ 夜間・休日等に災害が発生したときは、教職員は災害状況に応じ予め定める基準に基づき所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び後援者の管理のための体制の確立に努める。

### 3) 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開に併せて速やかに学校給食が再開できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- ア 避難所となった学校においては、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- イ 給食施設が罹災し、給食実施が不可能となった場合
- ウ 感染症（伝染病）の発生が予想される場合
- エ 給食物資が入手困難な場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

### 4) 学用品等の調達、支給

ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある中学校の生徒に対して同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品等を支給する。

イ 学用品等の支給は、被害の実情に応じ、次にあげる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ①教科書
- ②文房具
- ③通学用品

ウ 災害救助法が適用された場合は、無償で給与される。

エ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し支給する。

#### 5) 就学援助に関する措置

被災により、就学することが著しく困難になった生徒が相当数に達し、就学援助費の給付授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議のうえ必要な措置を講ずる。この場合においては、校長の申請に基づいて措置する。

#### 6) 生徒の健康管理等

ア 被害の状況を勘案し、校長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。

イ 被災地域の生徒に対して、学校医及び医療救護部健康推進班と緊密な連絡をとり健康診断等を行い、感染症の予防についての適切な措置をとる。

ウ 被災した生徒に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

エ 災害の状況により、被災学校園の施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

#### \*備考

- ・岸和田市地域防災計画で、市内各小・中学校が非常時の地域住民の避難場所として指定されている。
- ・桜台中学校の避難場所指定教室等は【 体育館 】とする。
- ・災害の内容や程度によっては、別教室【柔剣道場、グラウンド】を指定する場合もある。

#### 【医療機関】

名称	電話番号	診療科目
うへのクリニック※	493-3915	内科・外科・整形外科
久米田外科整形外科病院※	443-1891	内科・外科・整形外科
みなみ耳鼻咽喉科クリニック※	428-3341	耳鼻科
泉本歯科診療所	441-6565	歯科
渡辺病院(眼科)	426-3456	眼科
みやもと眼科	423-4611	眼科
楠部眼科	422-0816	眼科
葛城病院	422-9909	内科・整形外科
山辻医院	427-3166	内科・外科・皮膚科
岸和田市民病院	445-1000	総合・救急病院
徳洲会病院	445-9915	総合・救急病院

※は学校医

#### 学校医

- ・篠原和幸 (しのはら整形)
- ・大槻美弥 (久米田外科整形外科病院)
- ・泉本真一 (泉本歯科診療所)
- ・西澤あづさ (山本歯科医院)

#### 薬剤師

- ・中住和典 (なかずみ薬局)

## 1. 危機管理の目的

### リスク・マネジメント

- ・事前の危機管理(危機の予知予測や事故等の未然防止に向けた体制整備、点検、訓練、研修等)
- ・学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。

### クライシス・マネジメント

- ・個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応)
- ・事後の危機管理(緊急対応が一定期間終わり、復旧・復興する観点から引き渡しや心のケア、調査、報告)

## 2. 想定される危機

分類		内容(例)
A 学習活動等	学習活動	運動時、実習・実験、郊外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他	学校施設利用中の事故、生徒間トラブルによる事故
B 健康	感染症	新型コロナ、新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入等
C 登下校・郊外での事故		交通事故、不審者情報等
D 犯罪		校内での暴力行為、脅迫、不審者の侵入等
E 災害		火事、地震、津波、台風、風水(雪)
F その他	問題行動	いじめ、虐待、器物破損、喫煙等
		Jアラート、教職員の不祥事等

## 3. 未然防止と日常の備え(リスク・マネジメント)

- ・全職員への危機管理マニュアルの周知徹底と定期的な検証を行う。
- ・職員研修を定期的実施する(AEDを含む心肺蘇生法、エピペン<sup>®</sup>の使用法を含むアレルギーへの対応)。
- ・年度当初に避難経路、職員の役割分担の確認を行う。
- ・登校指導、下校指導、防犯教室などの安全指導
- ・学校危機未然防止のために、日ごろから生徒一人ひとりの継続的な支援や年に5回(1学期2回、2学期2回、3学期1回)定期的な学校施設や設備点検や避難訓練を行う。
- ・教職員研修資料を活用した研修『子ども(生徒)を事件・事故から守るためにできることは』(文部科学省)

### 【子ども99番の登録】

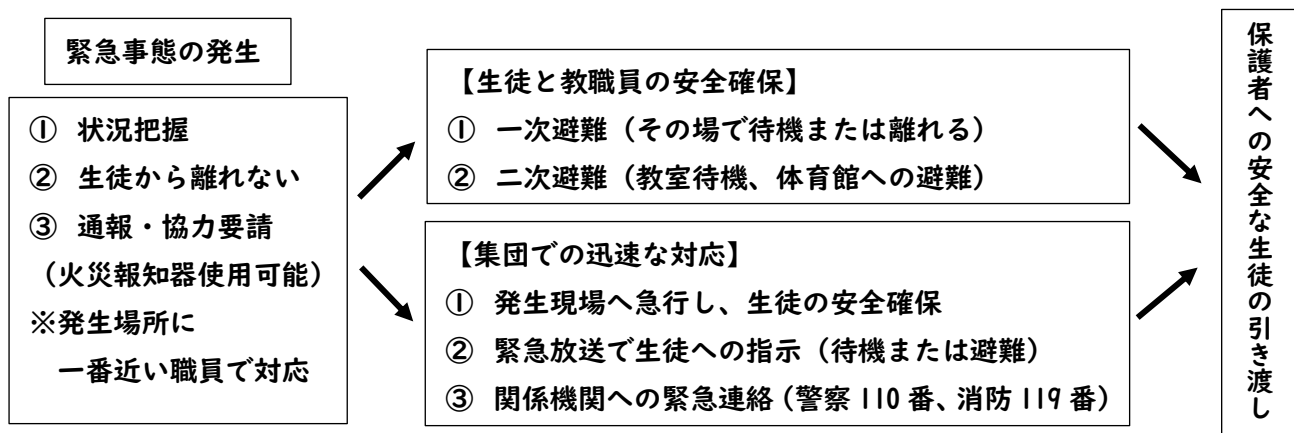
「こども99番」は子どもたちへの事件や事故、不審者情報など、安全確保に関する情報を、登録いただいたパソコンや携帯電話へ岸和田市よりメール配信するサービスです。右のQRコードから携帯用の登録ができます。

### 【安まちメールの登録】

安まちメールは、ひったくり、路上強盗、子供や女性に対する被害情報、特殊詐欺等情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。右のQRコードから登録ができます。

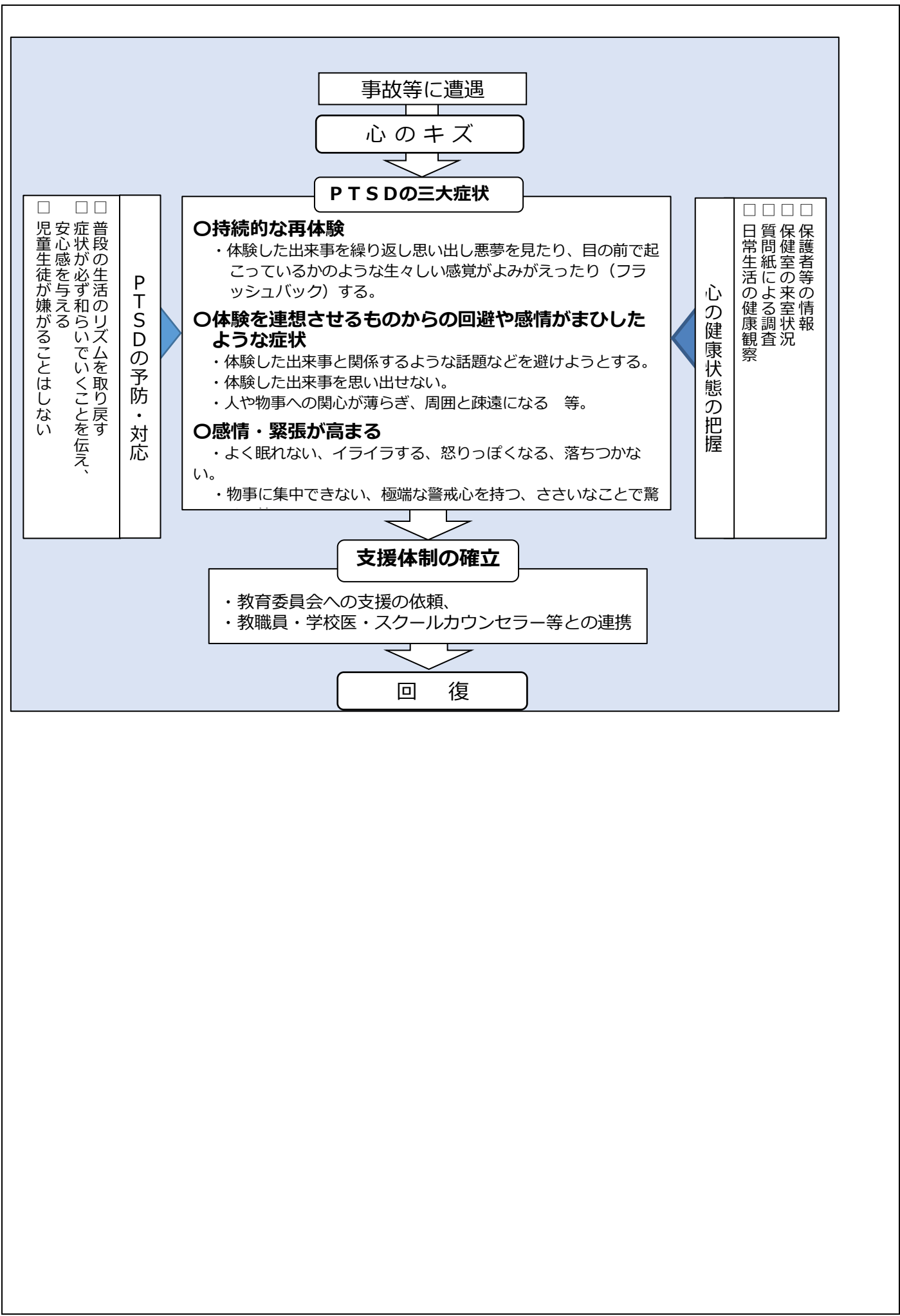
#### 4. 危機発生時の基本的な初期対応(クライシス・マネジメント)

- ① 迅速で的確な措置(危険の予知と回避、適切な指示と対応、連絡と応援要請等)
- ② 生徒、教職員の安全確保(命を守る行動、待機、避難等)
- ③ 正確な情報共有と集団的な対応(情報共有、指揮系統の明確化、役割分担、関係機関との連携等)
- ④ 生徒の安全な保護者への引き渡し(町別、方面別の集団下校、または学校待機)



#### 5. 正常な教育活動の維持・回復

- ①情報の整理と生徒、保護者等への正確な情報提供と説明・対応
  - ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
  - ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童生徒等の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
  - ・生徒や保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害生徒等以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- ②PTA、地域、関係機関との連携
- ③報道機関への対応(窓口は校長。原則としての校内立ち入りや取材をさせない)
  - ・情報を整理し適宜提供する。※注意※ 事実だけを伝える(不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない)。
  - ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
  - ・複数対応(応答者と記録者)
  - ・生徒等の特定をさせない
  - ・電話取材の即答はしない
  - ・質問事項に答える(相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理)
  - ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
  - ・教育委員会への報告(取材等について事前に相談)
  - ・保護者と報道の分別対応(同席はさせない)
- ④再発防止に向けたとりくみ(原因の調査・確認、対応の検証と見直し、生徒への指導)
- ⑤生徒の心のケア(必要に応じてスクールカウンセラーを活用)



事故等に遭遇

心のキズ

PTSDの三大症状

**○持続的な再体験**

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し悪夢を見たり、目の前で起こっているかのような生々しい感覚がよみがえったり（フラッシュバック）する。

**○体験を連想させるものからの回避や感情がまひしたような症状**

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
- ・体験した出来事を思い出せない。
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等。

**○感情・緊張が高まる**

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ちつかない。
- ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことで驚

支援体制の確立

- ・教育委員会への支援の依頼、
- ・教職員・学校医・スクールカウンセラー等との連携

回復

PTSDの予防・対応

- 普段の生活のリズムを取り戻す
- 症状が必ず和らいでいくことを伝え、
- 安心感を与える
- 児童生徒が嫌がることはしない

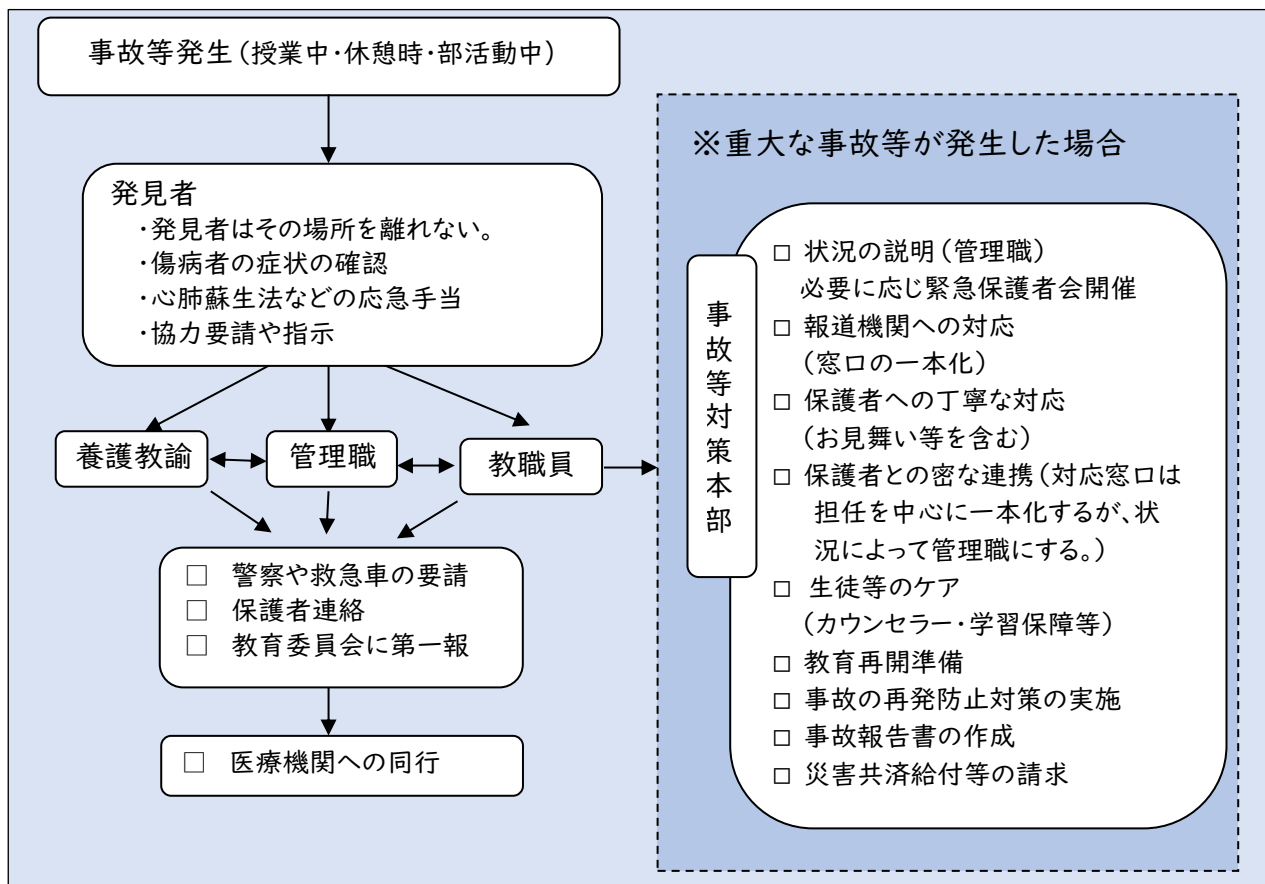
心の健康状態の把握

- 保護者等の情報
- 保健室の来室状況
- 質問紙による調査
- 日常生活の健康観察

## 6. 具体的な事象に対する初期対応

### A 学校事故

- ・基本は「桜台中学校 危機管理マニュアル」に沿って対応する。
- ・配慮が必要な生徒の対応に関しては、全職員で情報交換を行い共通理解を図る。
- ・日常的な健康調査を行い、個々の生徒の状況を絶えず全職員で情報共有を行う。
- ・年度初めに、救急法などの必要な講習は全職員で行う。



### 応急手当を実施する際の留意点

- ・事故等の対応によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。
- ・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害生徒等の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・教職員は事故等の状況に動揺せず、周囲の生徒等の不安を軽減するよう努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残す。また、病院搬送後の治療を迅速に行うためにも、事故が起きた場所を写真に撮っておくことが有効である。
- ・病院搬送の場合は、可能な限り事故の詳細を把握している職員や管理職が同行するようにする。また医療機関においては、可能な範囲で医者診断を聞いておくことも、事後にまとめる報告書を作成するときに有効である。

### 被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生(第一報)を可能な限り早く連絡する。
- ・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ・事故の説明や検証に向けて、必要に応じて状況が分かる写真等を撮っておくことが有効である。
- ・事故等発生により、被害生徒の兄弟姉妹を一緒に帰宅させる必要があるかどうか等。様々な配慮ができるよう冷静に対応する。

## 事故情報等の共有

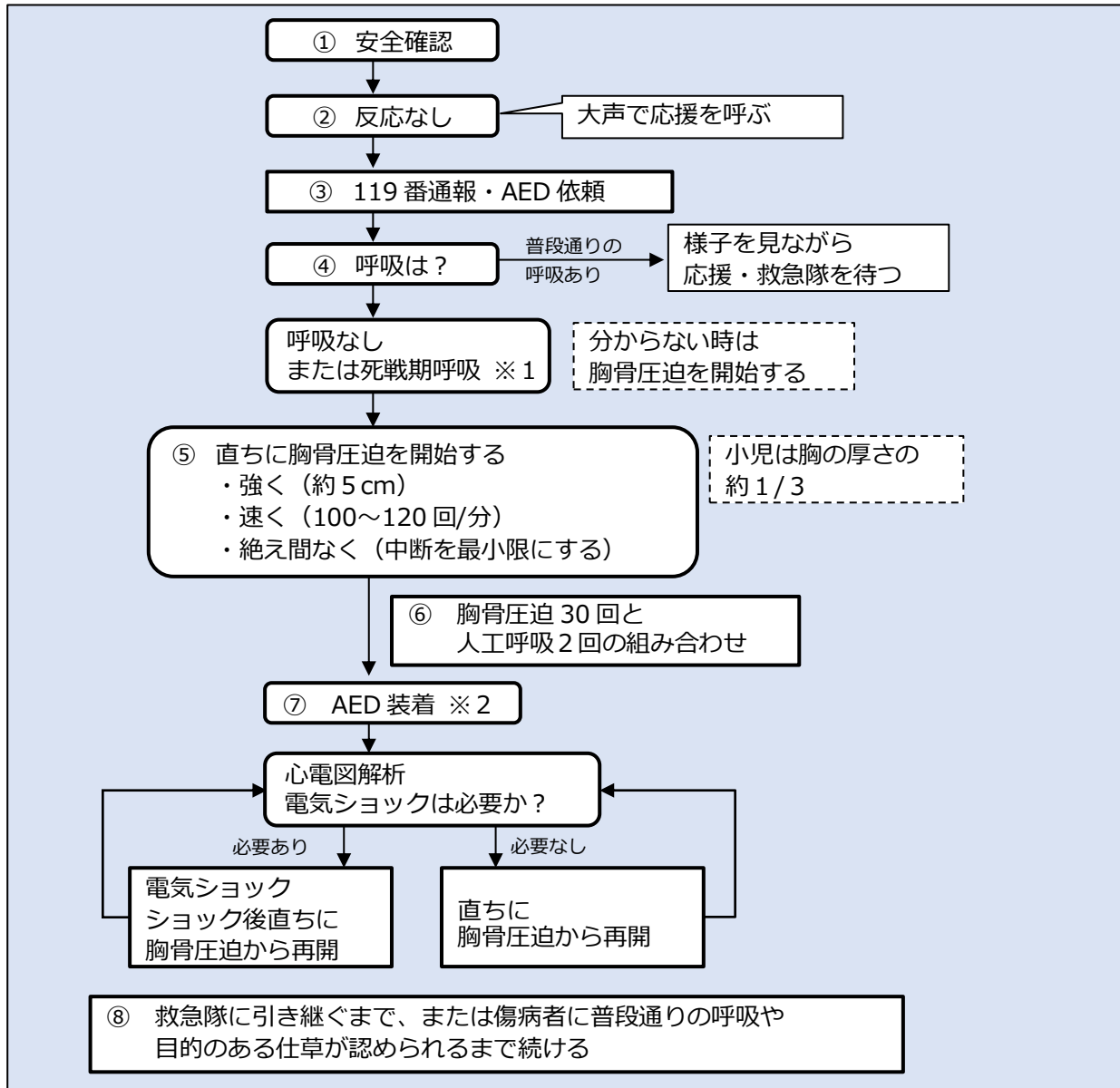
学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することが可能であり、他校の死亡・障がい事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（毎年発行冊子）等から事例を収集することが可能である。各学校園においては、先行事例と同様の事故等が発生しないよう、これまでの情報を収集するとともに、校内で発生した事故やヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じることが、重大事案を防止するうえで重要であることを全教職員と共有し対策にあたることとする。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和6年3月）



市内小中学校で生じた事故における被害児童生徒の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

## 一次救命処置の手順について



### ※1 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要がある。

### ※2 【AED の使用】

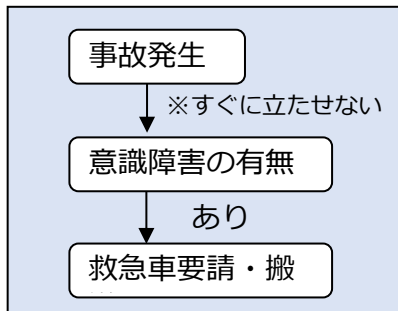
AED の使用方法については、教職員研修等を通じて事前に知識・技能を身に付けておく。

【頭部外傷への対応】

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動等を伴う競技での、転倒や投げ技により、地面や畳、床等で頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることや、友人同士のトラブル等での転倒・頭部強打（※）により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

頭頸部外傷事故は男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。部活動においては競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことが重要である。無理な練習や施設設備の不備等がないように注意する。また、友人同士のトラブル等、日ごろからしっかりと児童生徒の人間関係を観察し、トラブルが起こらないように未然防止が必要である。

頭頸部外傷事故発生後の対応について



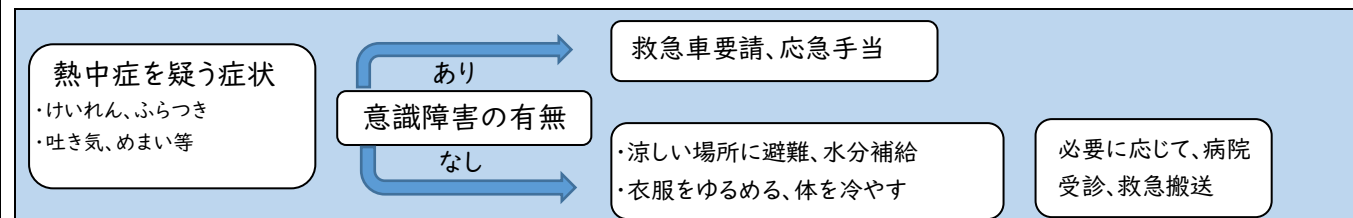
- ＜留意点＞
- ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
  - ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるので、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
  - ・頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

記号	死亡・障害	死亡障害種	学校種	被災学年	性別	場合1	場合2	競技種目	通学方法	発生場所1	発生場所2	遊具等	発生状況
30 障 15 4	障 害	精神・神経 障害	中	1	男	課外 指導	体育的 部活動	野球 (含軟 式)		学校内・ 校外外 (園内・ 園舎外)	運動場・ 校庭 (園庭)		野球部の練習後片付けていたとき、同級生の部員と口論になった。荷物を置いてある運動場横の段差のところで相手とにらみ合いのようになったが、本生徒が引き下がり、振り向いて階段の方向を向こうとしたとき、相手が本生徒の身体を押しため、バランスを崩して、後ろ向きで段差から落ちた。途中の段差で足をついたが、そのまま頭から一番下のコンクリートに落ちて、頭を強打した。

※平成 26 年 9 月 15 日に生じた岸和田市立中学校での事案

【熱中症の対応と予防のために】

- ・学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動時である。それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意する。
- ・環境温湿度または WBGT（湿球黒球温度）等を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）、「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート情報」を活用し実施の可否などを判断する。
- ・水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。





#### 臨時休校となる場合

- ① 外部対応 校長窓口:総務課、保健所 教頭・首席・健康安全部長窓口:保護者
  - ・校長は、総務課課長への報告後、給食センターへ速やかに連絡する。保健所の連絡を待ち、指示を受ける。
- ② 教頭は、主任会メンバー（養護教諭含む）を直ちに校長室に召集し、今後の対応を確認する。
  - ・教頭は、保護者あて通知文と、メール文を作成し、校長に確認を取る。
  - ・下校体制、下校時刻の確認
  - ・生徒への説明内容と守秘義務厳守
  - ・校内消毒作業の確認
- ③ 首席は、全職員を招集する。
  - ・校長より、説明と指示。
  - ・教頭は、作成した保護者あて文章について留意事項を指示。
  - ・情報交換
- ④ 校長は、保健所へ持参する調査対象期間中の資料を収集確認。校長、該当担任で保健所へ向かう準備をする。その後、総務課長へ連絡する。
- ⑤ 下校体制 →放送終了後、プリント配付・諸注意 → 一斉下校
  - ・校長、生徒指導主担任は、全校放送をする。
  - ・教頭は、メールを配信する（下校時刻を明確にしておく）。
  - ・情報担当者は学校ウェブページに情報をアップする。
  - ・担任は、各教室で放送終了後、プリント配付と注意喚起（各学年担当は教室へ配置）
- ⑥ 外部対応
  - ・校長は、PTA会長 校区2小学校へ連絡
  - ・養護教諭は 学校医・薬剤師へ連絡

#### 電話対応

- ・多い質問は「濃厚接触者の有無がいつわかるか」。メール発信の際に内容に加えておく。
- ・教頭、首席、健康安全部長を中心に電話対応

「保健所による疫学調査を行っている。濃厚接触にあたるかどうかの連絡は判明し次第、連絡する（過去の事例から当日中には判明するが陽性が分かった時間による）。わかるまで外出は控えていただく。感染者に関する情報等、個人情報は一切言うことができない。守秘義務があるため、ご理解いただく。風評被害がひどくなれば人権侵害事象に発展しかねない。大事なのは、感染者の早期回復と、ご家族の心情に寄り添える、冷静な判断をお願いしたい。…」

- ⑦ 校長、該当教職員:保健所へ出向
- ⑧ 校内消毒作業
- ⑨ 職員打ち合わせ（守秘義務の徹底）
  - ・校長は、保健所の聴き取り内容の説明
  - ・今日の対応の気づきと改善点の洗い出し
  - ・今後の行事の再確認
- ⑩ 濃厚接触者、臨時休校機関変更等あれば・・・
  - ・教頭は、保護者あて通知文と、メール文を作成し、校長に確認を取る。
  - ・該当担任は、感染者の家庭へ連絡。生徒の様子、学校の体制、安心して完治できるように・・・。
- ⑪ 臨時休業、学年・学級閉鎖中は、Google ClassroomとGoogle Meetを使用し、健康観察と学習支援を行う。

#### 学校再開

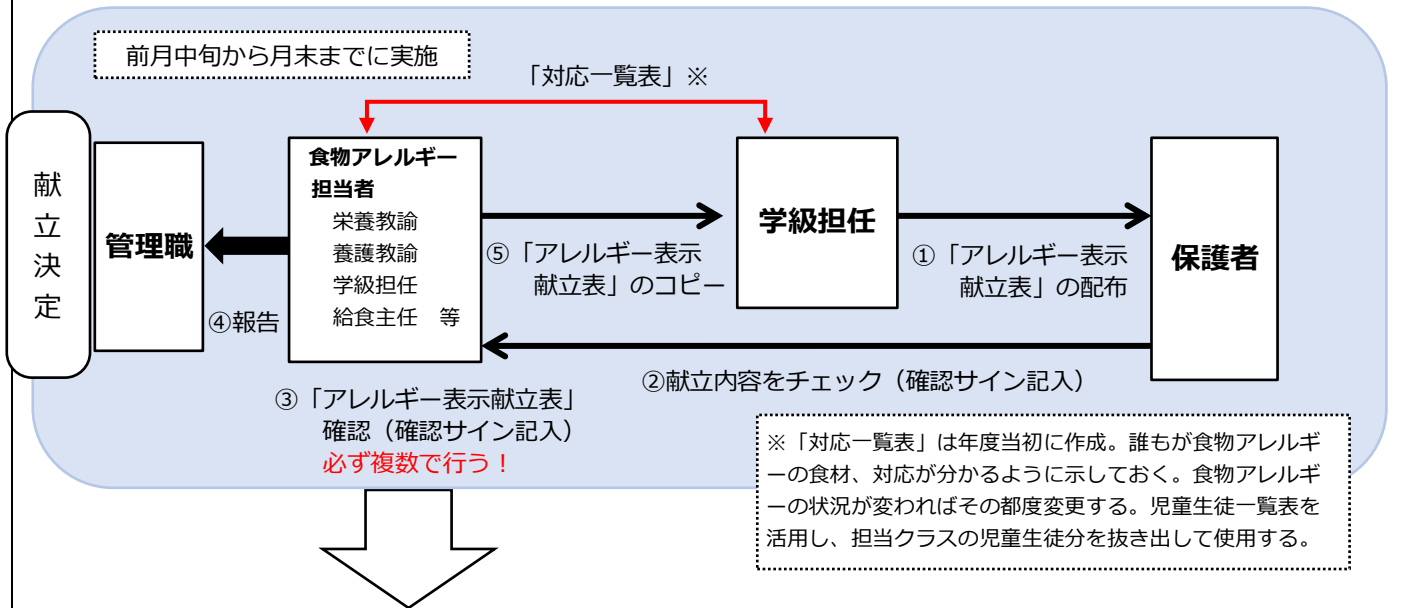
- ① 職員朝礼で留意事項確認 部活動はなし
- ② 校長、生徒指導主事は、全校放送 → 学級指導
- ③ 欠席状況の確認と集約
- ④ 放課後、校内消毒作業
- ⑤ 職員打ち合わせ→完結

【食物アレルギーへの対応】

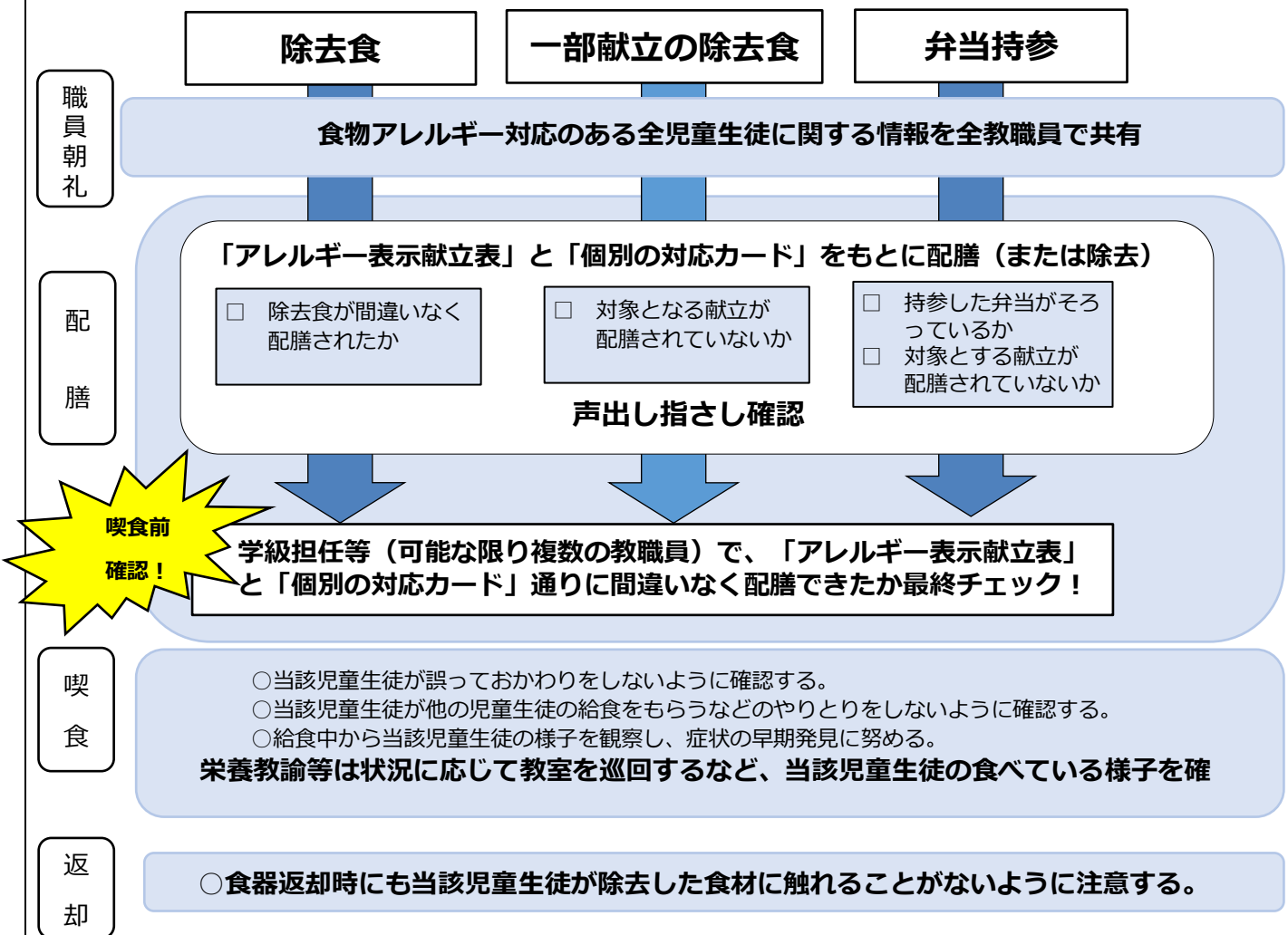
- ・エピペンと食物アレルギー講習会（アレルギー疾患の理解）を毎年4月に行う。
- ・食物アレルギー対象生徒の正確な情報の把握と共有する。
- ・献立内容を職員朝礼で毎日確認する。

食物アレルギー対応チェック方法

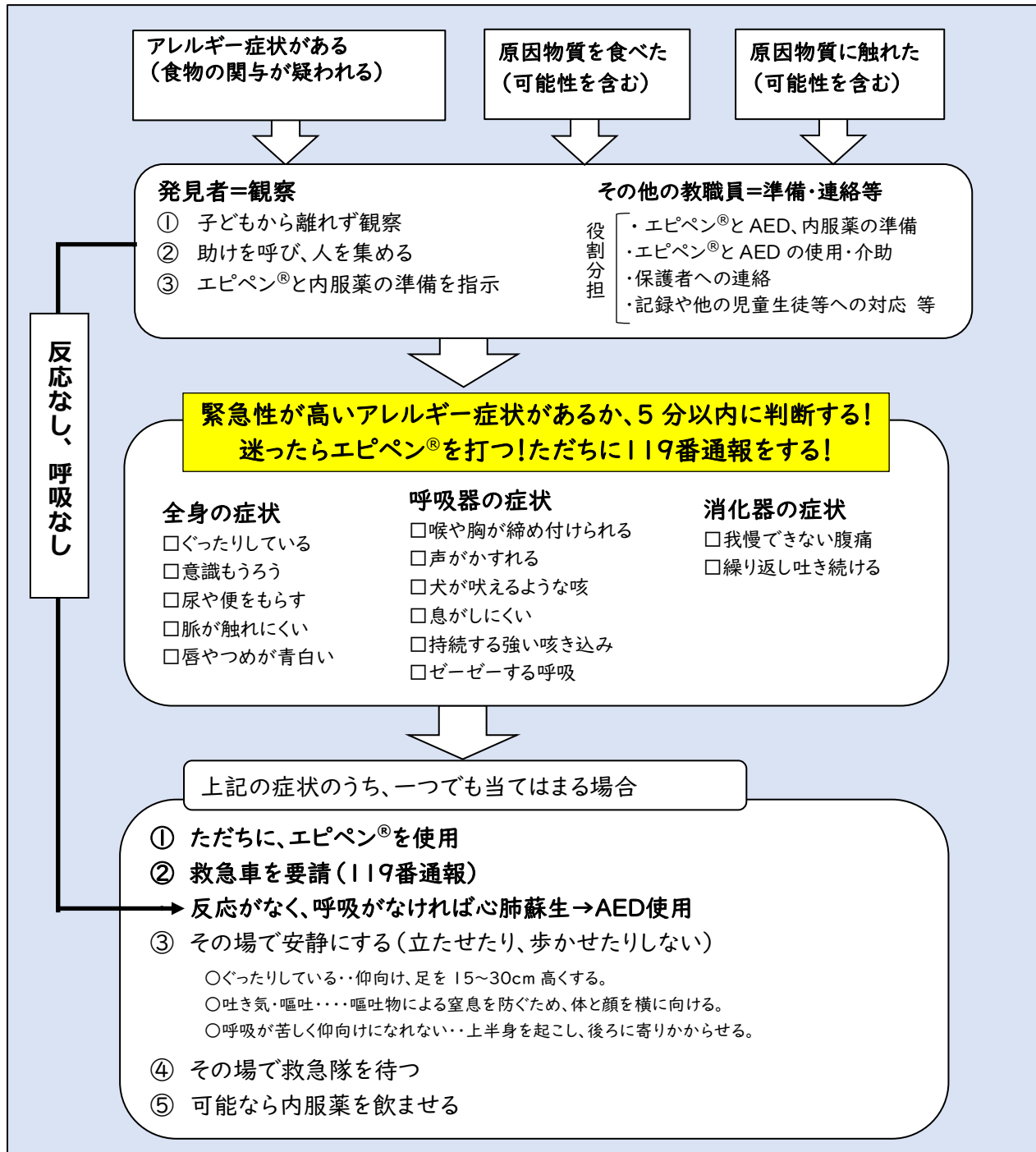
（岸和田市教育委員会 平成 30 年 2 月通知） 【小中学校版】



【食物アレルギー対応 実施日の流れ】



【アレルギー症状への緊急時の対応手順】



【その他の留意点】

- ・観察の開始時刻やエピペン®の使用時刻、5分毎の症状や内服薬を飲んだ時刻を記録する。
- ・学校で症状が回復した場合でも、数時間後に再度、症状が出る場合があるので、保護者に迎えに来てもらう。状況を説明したうえで、医療機関の受診を勧める。
- ・緊急性が低い場合は、内服薬を飲ませ、保健室または安静にできる場所に移動させる。5分ごとの症状を注意深く経過観察し、症状に応じて速やかに医療機関を受診したり、救急車を要請したりする。

### 【給食への異物混入時の対応】

#### (1) 状況の把握とその対応

- ・各学級の給食への異物混入の有無を確認し、生徒の健康状態を把握する。
- ・異物の状況に応じ、現場をそのままにしておく。
- ・学校全体の状況を取りまとめる。
- ・救急車の必要がある場合は出動を要請し、教職員が同乗する。
- ・生徒の不安解消に努める。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・保健所等に報告し、その指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。
- ・管理職は関係教職員に役割分担を指示する。
- ・関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 保護者への連絡

- ・保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。

#### (4) 関係機関等への連絡

- ・教育委員会へ第一報の報告をする。
- ・学校医、学校薬剤師に連絡し、対処の方法について指示を受け対応する。

### 【集団食中毒への対応】

#### (1) 早期発見

- ・担任、養護教諭は、生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見に努める。

#### (2) 情報収集

- ・担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。

#### (3) 生徒への対応

- ・症状のある生徒については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。
- ・健康な生徒、症状のある生徒共に精神的動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と二次感染予防について指導する。
- ・入院や欠席している生徒については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに、児童の容態を確認する。

#### (4) 関係機関との連携

- ・管理職は直ちに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医・学校薬剤師・保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校・学校給食・プール使用）についての指示を求める。
- ・管理職は対策委員会等を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組むことができる体制づくりに努める。
- ・管理職は、保健所・教育委員会が行う検査や調査について全面的に協力し、特に立入検査がある場合は、担当責任者を定めて的確に対応する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (5) 保護者との連携

- ・保護者に対しては、学校保健委員会・PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し、児童の健康調査・喫食調査・検便等の各種調査への協力を依頼する。

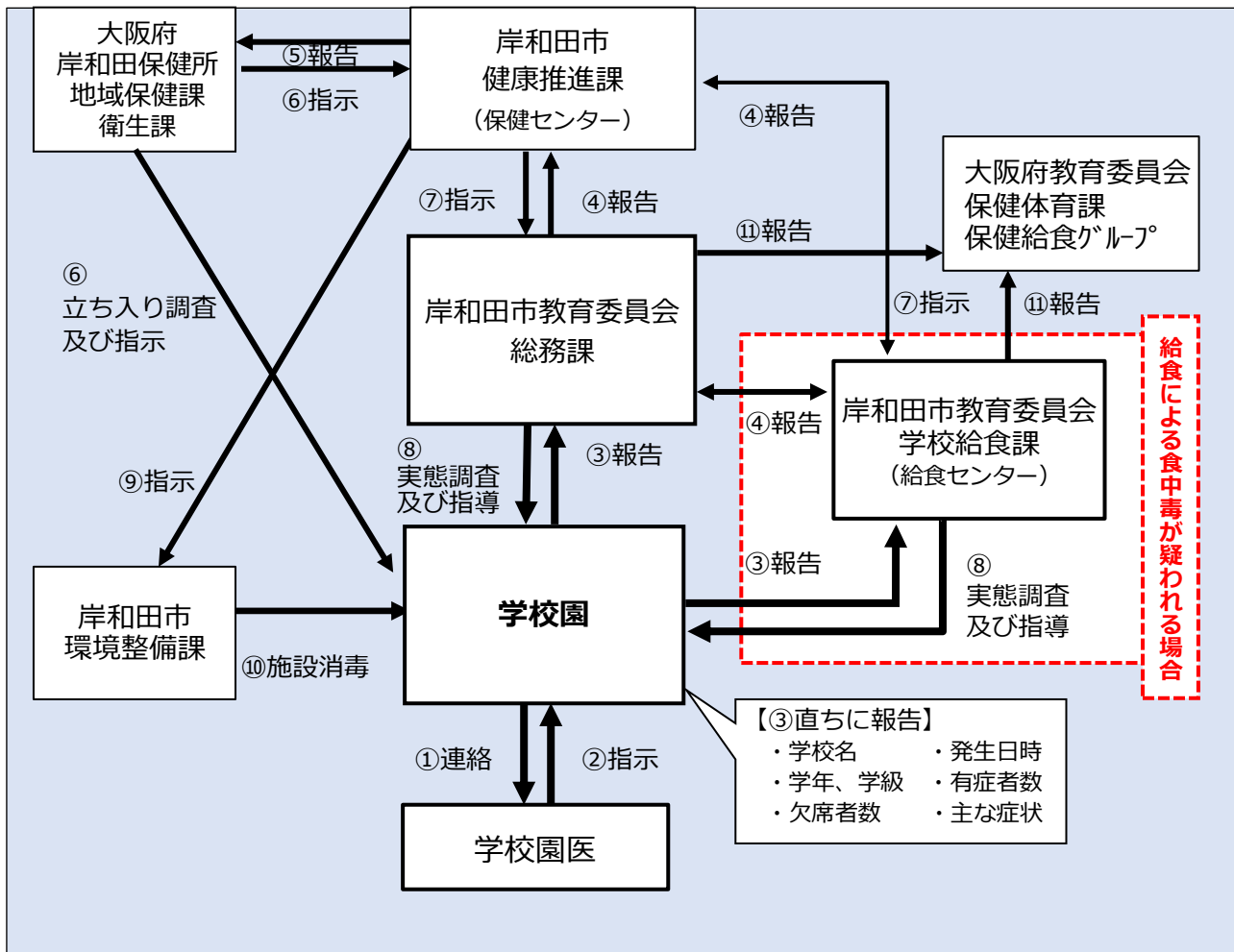
#### (6) その他

- ・罹患生徒が、そのことでいじめの対象にならないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

### 3. 留意点

- ・集団発生時は、学校全体の被害者数の把握、生徒の症状把握、受診時の医療機関の把握などを行う。
- ・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
- ・当該生徒の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・再発防止に向けて、指導の徹底を図る。

## 【食中毒および感染症等発生時の連絡体制】



## 【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

各学校園においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

## 【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し、連携して対応にあたる。

### ・学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

「給食」や「食物・食材を扱う授業・活動」、「運動」、「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活管理指導表における『学校生活上の留意点』に基づく取組を行う。

### ・給食時間における配慮（教室での対応）

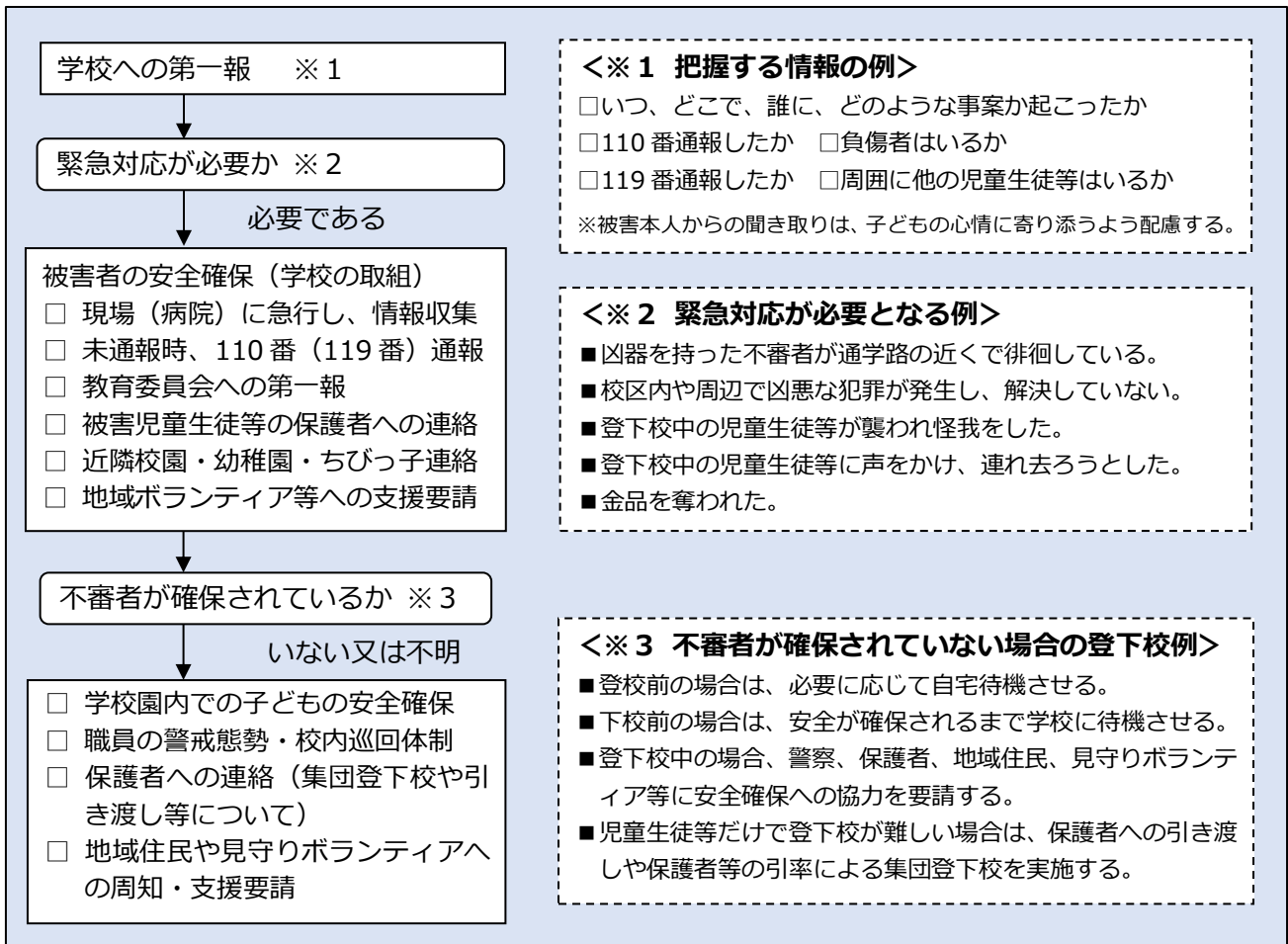
日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意が必要であり、給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めておく（P.16）。

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 献立内容の確認   | <input type="checkbox"/> おかわり等を含む喫食時の注意     |
| <input type="checkbox"/> 給食当番の役割確認 | <input type="checkbox"/> 片づけ時の注意            |
| <input type="checkbox"/> 配膳時の注意    | <input type="checkbox"/> その他交流給食などの注意 等について |

### ・食物アレルギーに関する指導

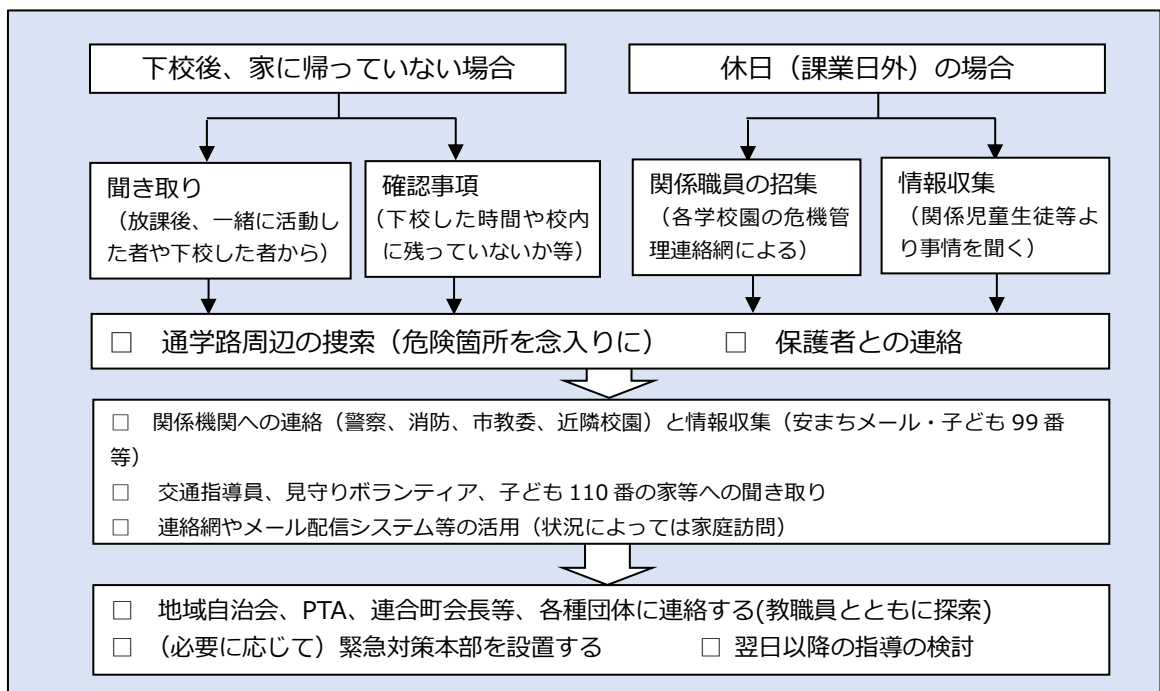
- ・食物アレルギーを有する児童生徒等が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることがもちろん、他の児童生徒等にも理解や協力が得られるように配慮する。
- ・当該児童生徒等の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の児童生徒等にも食物アレルギーについて理解させる指導を行うよう努める。
- ・当該児童生徒が、食品表示（学校給食献立表の成分表などを含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じた時に、状況に応じて適切に対処する力を育むよう努める。
- ・なお、食物アレルギーを有する児童生徒等を指導する際には、当該児童生徒等の気持ちに寄り添うことが重要である。

C 登下校中の生徒の事故や不審者事案、行方不明などの通報に関する対応



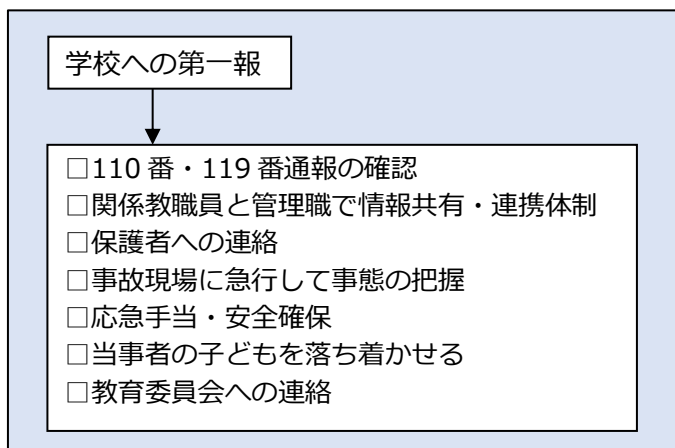
行方不明者の対応について

情報を受けた者から、校園長へ速やかに連絡を行う。  
その後は、校園長の指揮のもと行動する。



## D 交通事故への対応

### 【交通事故発生後の初期対応】



### 【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の生徒等への指導などを検討する。また、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講ずる。

### 【当事者となった生徒等への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

### 【心のケアについて】

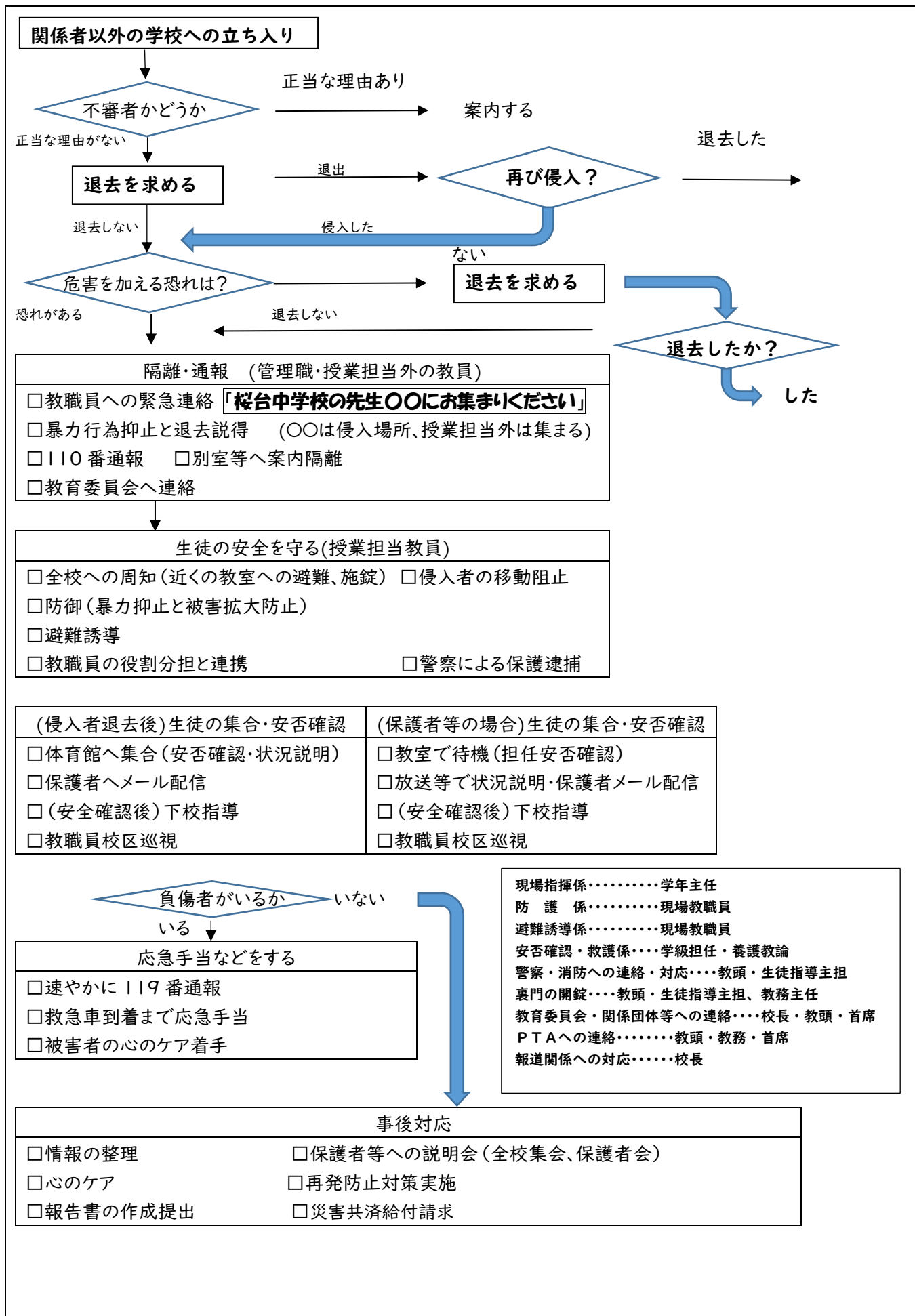
次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる。

- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- 生徒が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

### 【交通事故防止のための事前の対策】

- ・ 生徒の登下校時の行動を観察し、教育上の課題を見出す。
- ・ 定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、除去していく取組みを推進する。
- ・ 児童生徒等が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解するよう指導しておく。
- ・ 自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成28年7月）については、保護者にも周知しておく。
- ・ 交通安全教室を通じて、日頃から交通ルールを遵守した行動や危険予測・危険回避ができるよう指導しておく。

E 不審者の侵入に対する対応



F 災害発生時の対応

【火災発生時】

火災発生



通報 初期消火	発見者 近隣者	<input type="checkbox"/> 緊急連絡(火災報知器等) <input type="checkbox"/> 初期消火、防火扉の閉鎖 <input type="checkbox"/> 消防への通報(119番通報)
------------	------------	--

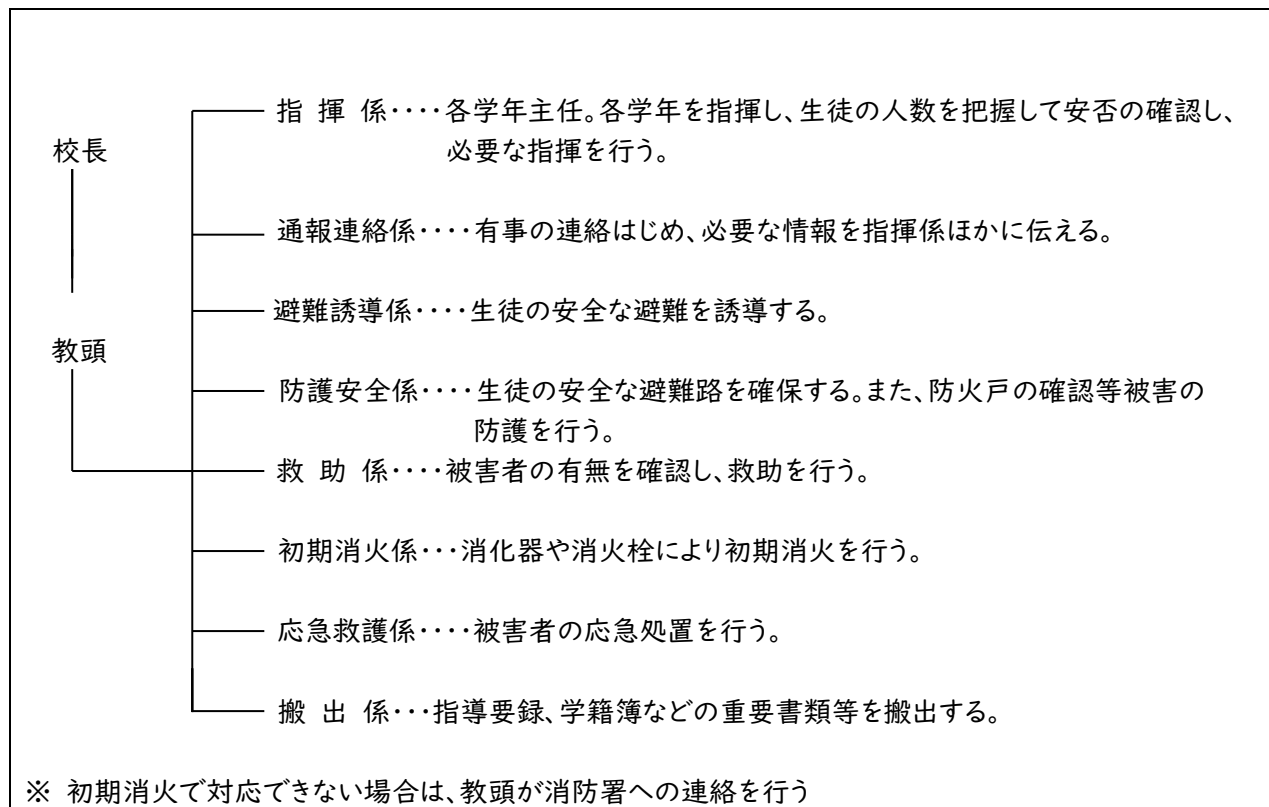


避難誘導 安全確保 全教職員	<input type="checkbox"/> 生徒・教職員の避難誘導、安全確保 <input type="checkbox"/> 安全確保(点呼等) <input type="checkbox"/> 生徒の不安軽減
----------------------	---



統括 管理職	<input type="checkbox"/> 全体指揮 <input type="checkbox"/> 情報の一元化、記録
-----------	---

火災時の安全防災組織



【地震発生時】

【地震発生 授業中の場合】

初期対応 (大きな揺れが収まるまで)

- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に避難
- 教職員による的確な指示
- 頭部の保護 (カバンや座布団、帽子等)



二次対応 (揺れが収まった後、津波・火災等の危険から回避するまで)

- 素早い情報収集・避難準備
- 臨機応変な判断と避難誘導 (避難場所・避難経路の決定や指示)
- 点呼、不明者や負傷者の確認 (安否確認)



対策本部の設置

- 保護者への連絡 (避難状況や引き渡し等について)
- 引き渡し (待機)
- 避難所協力
- 教育委員会との連携

登下校中の地震発生

- 揺れが収まった後、学校または自宅、(広域)避難場所のいずれか近い所に避難するよう指導する。  
※津波警報発令時の避難場所を事前に周知徹底しておく。

課業時と同様の対応

休日の地震発生

- 部活動顧問等の指示により、校内にいる生徒を避難させる。※部活動等の参加者、人数を正確に把握しておく。

課業時と同様の対応

震度 5 弱以上

震度 4 以下

① 登校前  
(午前 7 時まで)

② 午前 7 時～始業時間後

③ 休日に発災

原則、平常どおり授業

臨時休業

授業中止

翌日は原則、臨時休業

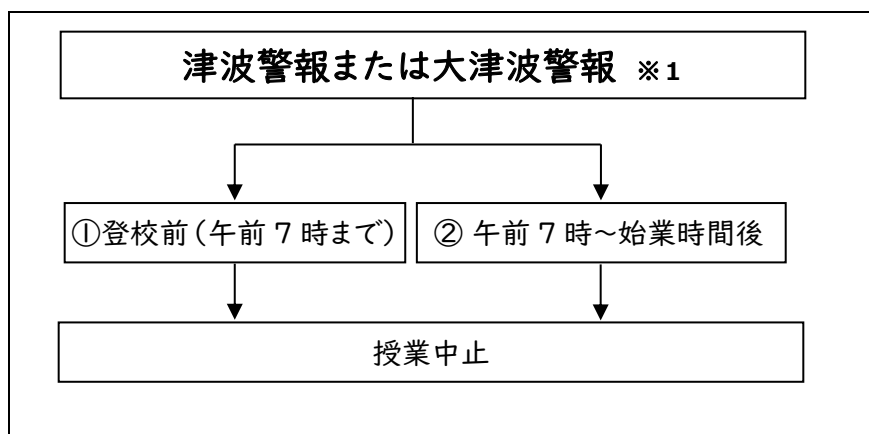
余震の状況、施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じるおそれがある場合は、校園長の判断で臨時休業、授業の繰下げ等の措置を行う。

学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者に連絡する。

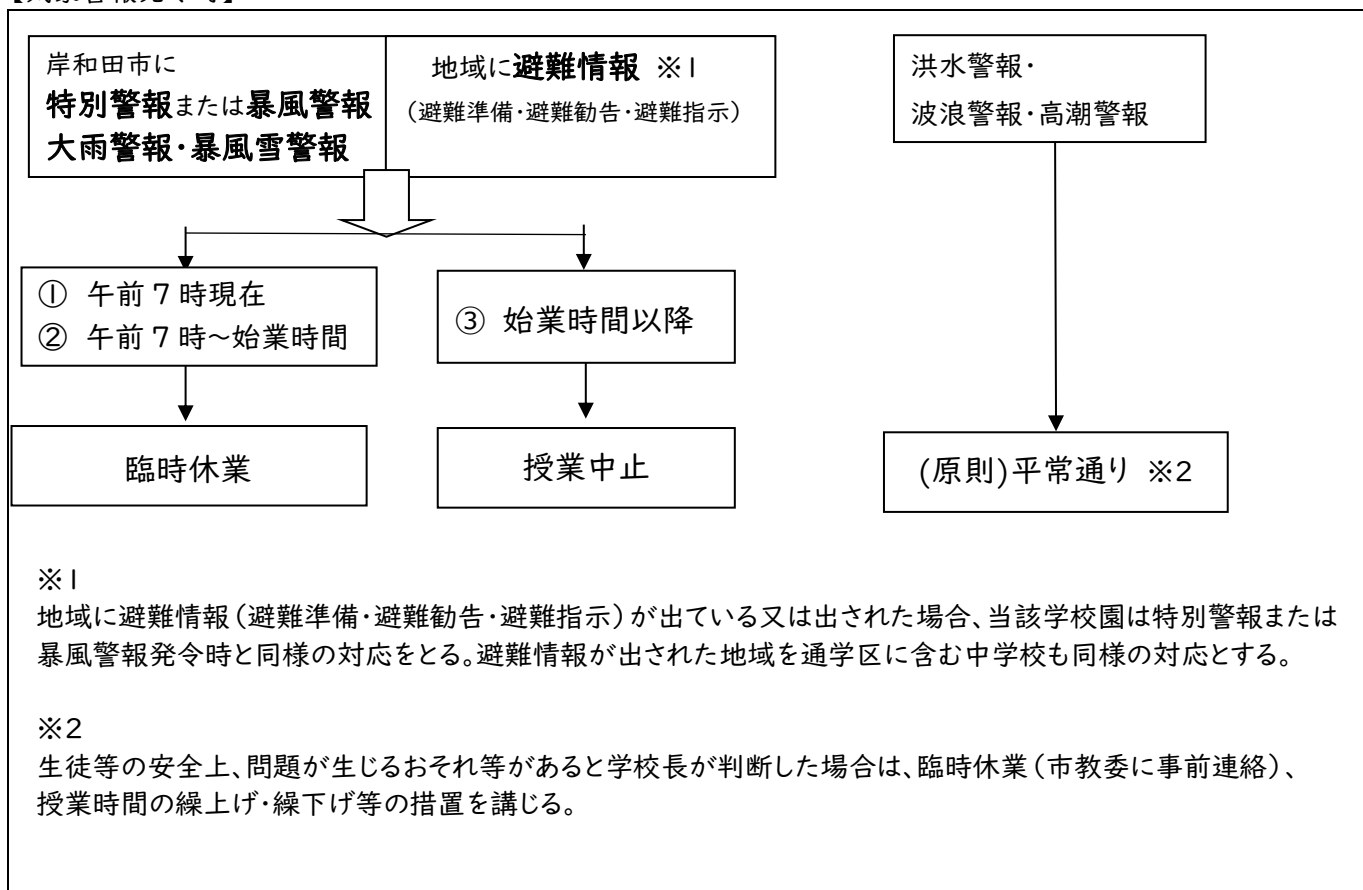
授業を行う場合は、保護者に連絡する

【津波発生時】

・本校は海拔約 30 メートルに位置している。校区内には、海拔高度が約 15 メートルの地域もある。生徒に津波被害が及ばないようにするために、十分な情報収集を行い生徒の安全確保に努める必要がある。



【気象警報発令時】



※1

地域に避難情報(避難準備・避難勧告・避難指示)が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

※2

生徒等の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業(市教委に事前連絡)、授業時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

### 【大雨・集中豪雨】

急な積乱雲の発達には、落雷、竜巻などのほかに、短時間で局所的な大雨（ゲリラ豪雨）をもたらすことがあります。場所によっては流されたり溺れたりする危険があります。

区分	溪流、河川敷、中洲、親水公園、用水路等川のそば	地下室や地下を通る道路など周囲より低い場所
危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>急な増水で流される。</li> <li>中州に取り残される。</li> </ul>	地下…氾濫した水が流入する。 道路…路面が冠水し、側溝等に転落する。低地や道路のアンダーパスが冠水し、自動車の走行不能や水没が発生する。
サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>水かさが増え、濁ったり枝などが流れてくる時は危険。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地表がコンクリートで覆われているような都市部では、1時間に20ミリ以上の雨が降ると要注意。</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>野外活動など川沿いで行う場合は、急な増水に備え、あらかじめ避難経路を確認しておく。</li> <li>橋の下での雨宿りは厳禁。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下施設から地上又は地上階に移動する。</li> <li>路面が冠水したら、水が引くまで道路上を歩かない。</li> </ul>

### 【雷】

「生徒が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、生徒の安全確保を最優先事項として行動する。」ことを全教職員に徹底する。

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいているサインある。まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもある。

- ・真っ黒い雲が近づいてきた
- ・雷の音が聞こえてきた
- ・急に冷たい風が吹いてきた



- ・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に生徒等を待機させる。その際は、学校の対応を保護者等に連絡することが大切になってくる。

#### 雷が近くで聞こえた時の対応

- ・登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。
- ・自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。
- ・鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全である。木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1メートル以上離ればさらに安全である。
- ・近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ・電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避する。
- ・高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れる。。
- ・確率的にはグラウンドに落雷することは少ないと考えられるが、部活や屋外の活動はすぐに「中断」して安全を確保するべきである。
- ・試合等の開催のために多くの人手と時間を費やしたことや、中止などを考えると、はなかなかに「中止」という決断に踏み切れない。最近の落雷は頻発する傾向にあるが、それでも「中止」する必要はめったにない。多くの場合数十分程度の「中断」で済む。生徒の安全のためにまず中断を考えるようにする。最後の雷鳴から30分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できるので、部活動や屋外の活動を再開してもかまわない。20分でも概ね大丈夫と考えられるが、確実性を重視するならば30分を基準にすること。

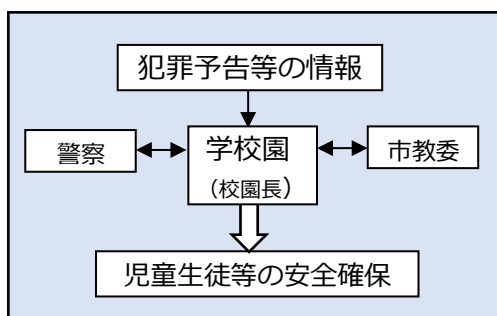
## G その他

### 【支援が必要な生徒等における留意点】

#### 1. 障がいのある生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。</li> <li>自分から意思を伝えることが困難なことがある。</li> <li>※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。</li> <li>知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。</li> </ul>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険の認知が難しい場合がある。</li> <li>臨機応変な対応が難しく、落下物から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。</li> <li>風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。</li> <li>危険回避しようとして慌てて行動することがある。</li> <li>けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。</li> <li>エレベーターが使えない状況で、階下や階上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。</li> </ul>
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。</li> <li>避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。</li> </ul>
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。</li> <li>不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。</li> </ul>

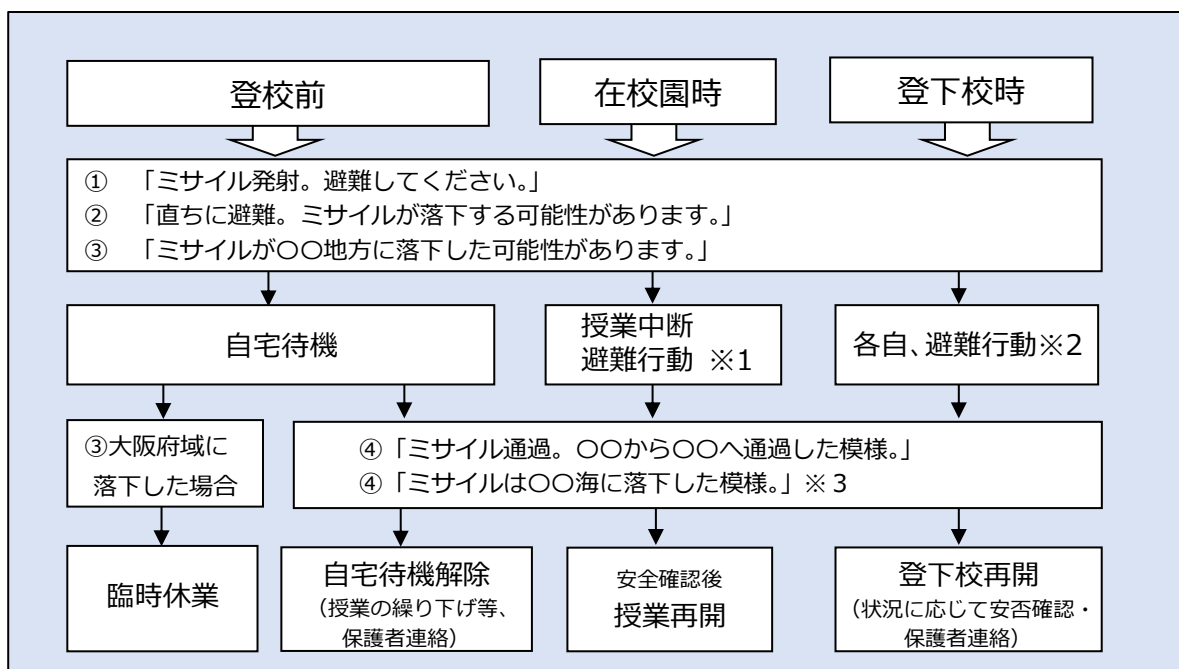
### 【学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応】



#### (留意点)

- 当該情報に最初に触れた教職員は速やかに管理職等へ報告し、校内で情報共有するとともに、迅速に教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。学校園は、警察の指示のもと、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一として対応する。
- 学校においては、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校の環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

【J アラート発令】



1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める。

2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

- ・学校か家、近い方に向かう。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

#### 【体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識し、その防止に計画的に取り組む必要がある。

- ・正しい生徒の理解と信頼関係に基づく指導を行うために、管理職より教職員に対して府教育委員会が作成した資料等を活用した校内研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識をより一層高めること。
- ・校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口について、生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。
- ・体罰、セクシュアル・ハラスメントが起きた時は、被害生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。また、再発防止に向けて事象の要因や背景を分析するとともに、具体的な取組みを推進するよう指導すること。

#### 【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけるとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

- ・職場におけるハラスメント（一般的に言われる、パワハラ、セクハラ、マタハラ【マタニティ・ハラスメント】）の防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備が図らる。
- ・管理職はハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めるよう指導すること。
- ・管理職自身もハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めるよう指導・助言を行うこと。

#### 【セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを受けたとき】

各ハラスメントの被害に遭ったときは、相手に対して明確な意思表示をする。しかし、状況が改善しない場合は、身近な信頼できる人に相談する。職場内で相談することが困難な場合には、その言動を具体的に記録しておき、セクハラ相談窓口、パワハラ相談窓口等を利用する。

#### 【セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの相談があったとき】

##### (1) 相談体制の確立

- ・2人の教職員で対応し、セクシュアル・ハラスメントの場合は、同性の教職員が同席する。
- ・相談時間や相談場所等に配慮するとともに、関係者の人権やプライバシーを尊重し、秘密を厳守する。

##### (2) 相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談者の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次の事項を把握する。
  - ア 被害者と加害者とされる教職員の関係はどのようなものか。
  - イ 各ハラスメントの言動が「いつ」、「どこで」、「どのように」行われたか。
  - ウ 相談者が加害者とされる教職員に対してどのような対応をとったか。
  - エ 他の同僚等に相談をしたか。
- ・聴取した事実関係等を相談者に確認し、記録しておく。

(3) 加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導

- ・加害者とされる教職員の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞く。
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントと判明すれば、謝罪をさせるなどして、被害者との信頼関係の回復を図る。

(4) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントと判断できない場合

- ・両者から聴取した事実関係に不一致があり、事実確認が十分できない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員等の第三者から事実関係等を聴取する。

(5) 相談者に対する説明

- ・これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。

(6) 教育委員会への報告

- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの相談対応を行った場合は、その状況を教育委員会に報告する。

【相談窓口】 校長・教頭・首席・養護教諭・こども支援 CO







場所	点検者氏名・印		点検方法		〇異常なし △異常あり(軽度) ×異常あり(修理・交換)												備考 (異常の詳細記入)						
	点検項目		目視	打音	振動	負荷	作動	定期点検												臨時点検			
No.	点検項目							4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/	1/	2/	3/	/	/		
1	出入り口の戸、窓、窓ガラス等に破損はないか。		○		○																		
2	床面、内壁に破損はないか。		○	○	○																		
3	床面は滑りやすくなっていないか。		○		○																		
4	鉄棒、バレーボール等の支柱のねじのゆるみはないか。		○		○																		
5	フロア等金具蓋が破損し、外れていないか。		○		○																		
6	バスケットボール等の巻き上げ金具は安全に固定され、正常に作動するか。		○		○																		
7	固定式バスケットゴールにぐらつきはないか。		○		○																		
8	館内の設備・用具類は安全に固定され、正常に作動するか。		○		○																		
9	用具は整備され、倒れることはないか。		○		○																		
10	イス等収納台車は安全に動くか。		○		○																		
11	分電盤は施錠されているか。		○		○																		
12	緩衝・吊り看板等は正常に動き、使用時以外は固定されているか。		○		○																		
16	緩衝、暗幕(カーテン)やレールに破損故障はないか。		○		○																		
13	ギャラリーに児童生徒が入らないよう注意が示されているか。		○		○																		
14	ピアノは(未使用時)固定されているか。		○		○																		
15	演壇に破損はないか。		○		○																		
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							

※ 連絡事項(次年度への引き継ぎ等)

確認印	事務長																						
	教頭																						
	校長																						





## 学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間について

第一種	病名	主症状	潜伏期間	感染経路	感染期間等	出席停止期間	備考
第一種	インフルエンザ 特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等 感染症を除く	高熱(39~40℃)、倦怠感、 頭痛、腰痛、筋肉痛、 のどの痛み、咳、鼻汁	平均2日 (1~4日)	飛沫 接触	発熱1日前から3日目を ピークとして7日目頃まで	発症した後(発熱の翌日を1日目として) 5日を経過し、かつ解熱した後2日 (幼児にあっては3日)を経過するまで	肺炎、脳症などの合併症に注意 ※抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は 残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止
	ひやくにらせき 百日咳	連続して止まらない咳が特徴	主に7~10日 (5~21日)	飛沫 接触	咳が出現してから 4週目頃まで	特有の咳が消失するまで、または 5日間の適切な抗菌薬療法が終了 するまで	生後3か月未満の乳児では、呼吸が出来なくなる 発作、脳症などの合併症に注意
	麻疹 (はしか)	発熱、咳、鼻水、眼の充血、 口内の頬粘膜にコプリック斑 (白い斑点)、赤い発しん	主に8~12日 (7~18日)	空気 飛沫 接触	発熱出現前日から 解熱後3日を経過するまで	解熱した後3日を経過するまで	肺炎、脳炎などの合併症に注意 ※麻疹(疑い含む)と診断された場合は、 ただちに、学校(園)に連絡してください。
第二種	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺などの 腫れ・痛み	主に16~18日 (12~25日)	飛沫 接触	耳下腺などの唾液腺が 腫れた1~2日前から 腫れた後5日頃まで	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の 腫れが発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで	無菌性髄膜炎、難聴などの合併症に注意 思春期以降は、精巣炎、卵巣炎の合併あり
	風しん (三日はしか)	淡紅色の発しん、発熱、 リンパ節の腫れ(頸部、耳の後ろ)	主に16~18日 (14~23日)	飛沫 接触	発しん出現7日前から 出現後7日目頃まで	発しんが消失するまで	妊娠20週頃までの妊婦がかかると、出生児の脳・耳・ 眼・心臓に先天異常を生じることがある ※風しん(疑い含む)と診断された場合は、 ただちに、学校(園)に連絡してください。
	水痘 (みずぼうそう)	赤い発しん→水疱→膿疱(うみ)→ かさぶたの順に変化、 軽い発熱	主に14~16日	空気 飛沫 接触	発しん出現1~2日前から 全ての発しんがかさぶたに なるまで	全ての発しんが、かさぶたに なるまで	肺炎や脳炎などの合併症に注意
第三種	咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱(39~40℃)、のどの痛み、 頭痛、食欲不振、 結膜充血、流涙、まぶしがら	2~14日	飛沫 接触	ウイルス排出は、初期数日 が最も多いが、その後、便からは 数か月排出が続くこともある	発熱、咽頭炎、結膜炎などの 主要症状が消退した後2日 を経過するまで	※医師の許可があるまで、プールには入らない ※タオル等を共用しない
	結核	咳、たん、微熱、倦怠感	2年以内、 特に6か月以内 (数十年後の 発症もある)	主として 空気	咳 たんの塗抹検査で 陽性の間	病状により医師において 感染のおそれがないと 認められるまで	家族内感染に注意
	髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐	主に4日以内 (1~10日)	飛沫 接触	有効な治療を開始して 24時間経過するまで	病状により医師において 感染のおそれがないと 認められるまで	
	コレラ	激しい水様性下痢、嘔吐	主に1~3日 (数時間~5日)	経口			
	細菌性赤痢	発熱、腹痛、しびり腹、 膿状血便、下痢、嘔吐	主に1~3日 (1~7日)	経口			
	腸管出血性大腸菌 感染症(O-157等)	水様下痢便、腹痛、血便	10時間~6日	接触 経口	便中に菌が排出されて いる間		溶血性尿毒症候群や脳症の合併症に注意
	腸チフス	持続する発熱、発しん	7~14日 (3~60日)	経口		病状により医師において 感染のおそれがないと 認められるまで	
	パラチフス	持続する発熱、発しん	1~10日	経口			
	流行性角結膜炎 (はやり目)	結膜充血、まぶたの腫れ、 異物感、流涙、めやに	2~14日	接触	ウイルス排出は、初期数日 が最も多いが、その後、便からは 数週間~数か月続くこともある		角膜炎後の角膜混濁により視力障害を残す可能性がある ※医師の許可があるまで、プールには入らない ※タオル等を共用しない
	急性出血性結膜炎 (アボロ病)	結膜出血、結膜充血、 まぶたの腫れ、異物感、 流涙、めやに	1~3日	接触	ウイルス排出は、 結膜擦過物から1~2週間		※医師の許可があるまで、プールには入らない ※タオル等を共用しない
その他の感染症(第三種の感染症として扱う場合もある主な感染症の例)	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症等)	嘔吐、下痢	ノロウイルス: 12~48時間 ロタウイルス: 1~3日	飛沫 接触 経口	感染力は急性期が最も強く、 便中にウイルスが3週間以上 排出されることもある		脱水に注意 下痢・嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は 登校可能(排便後の始末、手洗いを励行)
	マイコプラズマ感染症	咳、発熱、頭痛	主に2~3週間 (1~4週間)	飛沫 接触	症状のある間がピークで あるが、保菌は数週~ 数か月間持続する		症状が改善し、全身状態の良い者は登校可能
	溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、 ぶつぶつのある赤い舌、発しん とびひ(伝染性膿痂疹の癩を参照)	2~5日	飛沫 接触	適切な抗菌薬療法開始後 24時間以内に感染力は 消失する		リウマチ熱や腎炎の合併症に注意 適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は 消失するため、それ以降登校可能
	伝染性紅斑 (りんご病)	かぜ様症状の後に、両頬と 手足に網目状の赤い発しん	4~14日 (4~21日)	主として 飛沫	かぜ様症状出現から 発しんが出現するまで	条件によっては 出席停止が必要と 考えられる感染症 の例	発しんのみで全身状態の良い者は登校可能
	RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、 「ゼイゼイ」「ヒューヒュー」という 呼吸音	4~6日 (2~8日)	飛沫 接触			発熱・咳などの症状が安定し、全身状態の良い者は 登校可能(手洗いを励行)
	手足口病	発熱(1~3日)、 口内に水泡ができ痛む、 水泡は手足やお尻にもできる	3~6日	飛沫 接触 経口	ウイルス排出は、 咳や鼻汁から1~2週間、 便からは数週~数か月間		全身状態が安定している場合は登校可能 (手洗い(特に排便後)を励行)
	ヘルパンギーナ	突然の発熱(39℃以上)、 口内に水泡・潰瘍ができて痛む	3~6日	飛沫 接触 経口	ウイルス排出は、 咳や鼻汁から1~2週間、 便からは数週~数か月間		全身状態が安定している場合は登校可能 (手洗い(特に排便後)を励行)
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	水泡や膿疱(うみ)が破れて ただれ、かさぶたをつくる かゆみ	2~10日 (長期の場合も あり)	接触	かさぶたにも感染力が 残っている	通常出席停止の 必要はないと 考えられる感染症 の例	※医師の許可があるまで、プールには入らない ※傷に直接触らない
伝染性軟疣 (水いぼ)	2~5mmのいぼが、からだ・ 手足にできる	主に2~7週 (6か月ものこ もある)	接触	回復までに6~12か月、 時に数年を要する		プールや水泳で、直接肌が触れると感染するため注意 ※タオル・ビート板等を共用しない	
アタマジラミ症	一般に無症状、 吸血部位にかゆみ	産卵からふ化まで: 10~14日 成虫まで: 2週間	接触	シラミと卵がいなくなるまで		発見した場合、学校薬剤師の指示のもと、 早期駆除を行う ※タオル・くし・帽子等を共用しない	

\* 参考文献: 「学校において予防すべき感染症の解説」公益財団法人 日本学校保健会 <平成30(2018)年3月発行>